

令和7年度 第2回認定実務実習指導薬剤師更新講習会開催案内【WEB開催】

薬学教育委員会 担当常務理事 山元 貴博

認定実務実習指導薬剤師の資格継続の場合は、更新講習会を修了することが必要です。

この度、座学講習会（日本薬剤師研修センター作成のDVD講習）を下記のとおり開催します。

希望される方は、受講資格をご確認の上、お申込みください。

*今年度より県薬では更新講習のみの開催となります。下記留意事項をご確認の上、お申し込みください。

記

1. 日 時 令和7年11月22日（土）15:00～17:15（14:50より入室開始）
※時間厳守 15時5分までに入室できない場合。遅刻・途中退出は認められません。

2. 場 所 WEB開催（Zoom）（定員：50名）

3. プログラム

時 間	内 容	
15:00～ 15:05	開会挨拶、本日の流れの説明	
15:05～ 17:15	【更新】 講座④ (130分)	講座④-1 臨床における実務実習に関するガイドライン 作成の経緯と今後の実務実習への期待（8分）
		講座④-2 臨床における実務実習に関するガイドラインの改訂と今後の実務実習への期待（5分）
		講座④-3 「薬学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版」と「臨床における実務実習に関するガイドライン」について（24分）
		キーワード①
		講座④-4 平成25年度改訂薬学教育モデル・コア・カリキュラムに基づく実務実習とガイドライン ～令和4年度改訂への橋渡し～（39分）
		講座④-5 概略評価（評価ルーブリック）～平成25年度版から令和4年度改訂への橋渡し～（30分）
終了後		講座④-6 トラブルの防止と適切な対応について ～ハラスメントを防ぐために～（24分）
		キーワード②、報告

4. 受講料 会員受講料：無料、 非会員受講料：1000円

テキスト代：会員・非会員ともに1000円（テキスト・受講証の送料込み）

【更新】講座④ 会員：1000円（テキスト代） 非会員：2000円（受講料+テキスト代）

【事前振込】期間内に下記口座にお支払いください。振込期間：令和7年10月20日～11月10日

振込先：宮崎銀行 本店（普）1302927 宮崎県薬剤師諸会費仮受口座

※払込人は「研修会開催日」+「受講者氏名」としてください。

例：県薬太郎さんが受講する場合「1122 ケンヤクタロウ」

※手数料は各自ご負担ください。領収書は発行しません。お振込みいただいた金融機関の振込受取書、振込受付書またはご利用明細書をもって領収書と代えさせていただきます。

※申し込み後、期日までにお振込みが確認できない場合は、参加辞退とみなします。

※振込期日以降のお振込みについては、参加は認められません。その場合、ご返金はいきませんのでご注意ください。振込み後の自己都合による欠席の場合には返金はいきませんのでご注意ください。

5. 申し込み方法

下記の留意事項、受講資格をよくご確認の上、以下の申込フォームにアクセスの上、お申し込みください。

URL から申込みされる方→ <https://forms.gle/DZdduadGwbLyMT39>

QR コードからお申込みされる方はこちら→



※申し込みと併せて受講料をお振込み下さい。申込締切日以降、振込みを確認できた方に対し、申し込み時に入力したメールアドレス宛に当日入室用の URL が送付されます。当日視聴する端末で確認できるメールアドレスをご入力ください。テキストは事前に郵送いたします。

※申し込み、振込みをしたにもかかわらず、5日前までにテキストが届いていない場合、3日前までに当日入室用の URL が送付されていない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

※申込締切日：11月10日（月）厳守

（九州・山口地区調整機構にあらかじめ受講者名簿を提出する関係上、締切日は厳守をお願いします）

6. 留意事項

- 開始から終了までのログ確認、および、講習会途中に提示するキーワードを Google フォームより提出していただき（当日24時まで）、確認できた方にのみ、受講証を後日郵送いたします。
- 当日は顔出しと共に名前と後日ご連絡いたします個人宛の「受講者番号」を表示した状態で受講を行っていただきます。カメラ機能の備わった PC やタブレット（スマートフォン不可）でご参加ください。なお、ご本人確認ができない場合は受講証の発行が行えない場合がありますので、予めご了承ください。
- 当日の急な欠席等の連絡は、宮崎県薬剤師会（0985-26-7755）までご連絡ください。15時5分までに入室できなかった場合、いかなる理由があろうとも受講を認めません。

7. 受講資格（一般社団法人薬学教育協議会「認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領」抜粋）

更新講習を受講できる者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者とする。なお、この受講資格を満たすことなく受講して交付を受けた受講証は無効である。更新講習の受講証の有効期間は、受講日から3年間とする。有効期間を過ぎた受講証は無効である。

なお、本協議会が認めたアドバンスワークショップ（以下「AWS」という。）を修了した者（講師を務めた者を含む。）は、11. (1)③に規定する更新講習を受講したものとみなす。

この場合、更新申請において、AWS の修了証（条件③に規定する修了証）を以て更新講習の受講証に代えることができる。なお、AWS の修了証の有効期間は終了日から3年間とする。

①改訂・薬学教育モデル・コアカリキュラムの内容の迅速な伝達等を目的とするものであること。

②受講者には、修了証（一般社団法人薬学教育協議会の各病院・薬局実務実習地区調整機構委員長の発行するものに限る。）が交付されること。

（補足）

※受講資格を満たすことなく受講して交付された受講証は無効となります。

※産休・育休や病気療養などの休暇を取得した場合、『継続的に薬剤師業務に従事』したことになります。

※今回の養成講習会（更新）受講証の有効期限は3年間です。

※認定日から5年経過した時点で更新講習を受けることができます。

8. 問い合わせ先

宮崎県薬剤師会 事務局 〒880-0813 宮崎市丸島町 2-5 宮崎県薬剤師会館

TEL：0985-26-7755 MAIL：jimu@miyayaku.or.jp